

随意契約等見直し計画

平成 22 年 6 月
独立行政法人水資源機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行った結果、今後同一の案件を発注する場合の見直し計画を以下のとおり策定した。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行する。

	平成 20 年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(85.5%) 2,086	(80.0%) 47,083,465	(89.8%) 2,191	(84.4%) 49,665,503
競争入札等	(85.5%) 2,085	(80.0%) 47,078,498	(89.6%) 2,187	(84.3%) 49,627,283
企画競争、公募	(0.0%) 1	(0.0%) 4,967	(0.2%) 4	(0.1%) 38,220
競争性のない随意契約	(14.5%) 354	(20.0%) 11,771,144	(10.2%) 249	(15.6%) 9,189,106
合 計	(100%) 2,440	(100%) 58,854,609	(100%) 2,440	(100%) 58,854,609

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	2,086	47,083,465
うち一者応札・一者応募	(33.2%) 692	(29.6%) 13,928,140

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(71.8%) 497	(72.4%) 10,078,212
仕様書の変更	349	5,627,936
参加条件の変更	463	8,514,610
公告期間の見直し	461	9,380,464
その他	463	9,385,567
契約方式の見直し	(0.0%) 0	(0.0%) 0
その他の見直し	(28.2%) 195	(27.6%) 3,849,928
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0.0%) 0	(0.0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

競争性のある契約

競争性のある契約のうち、一者応札の状況については、四半期毎にとりまとめを行い、その実績を契約監視委員会に報告し、同委員会で事後点検を実施し、一者応札対策について更に改善する余地がないか検証するなど引き続き審議する。

なお、いわゆる関連法人の一者応札についても、分析等を踏

まえ、その対応について審議する。

競争性のない契約

競争性のない随意契約については、四半期毎にとりまとめを行い、その実績を契約監視委員会に報告し、同委員会で競争性のある契約に移行する余地がないか検証し、また同一業者と随意契約を継続する場合、価格を決定する過程の妥当性等について確認を行う。

(2) 随意契約等の見直し

今後も競争性のない随意契約とせざるを得ないものについて、以下のとおり限定し、随意契約の厳格な適用を図る。

- 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給(供給元が一の場合のみ)
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料(複数年契約制度導入までの間)
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等
- 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等

(3) 一者応札の改善

一者応札・一者応募の改善に向け、実質的な競争性を確保するため、当面、本社、支社局、現場事務所一丸となって以下に示す種々の取り組みを実施する。

- 一 公告期間、公告方法等の改善
 - 積極的な広報の取り組みとして、事業者向けにファクシミリによる公告案内
 - 建設新聞等の利用
 - 掲示方法の改善
 - ホームページの改善(公告の本社一元化)
 - 事前予告の改善等
 - 十分な公告期間の確保
- 二 入札参加条件の緩和
- 三 発注規模の見直し等
 - 発注ロットの拡大又は分割
 - 点検等を含めた契約方式の採用

- 四 入札参加希望者への予定業務に関する資料の提供の拡充等
- 五 複数年契約の導入及び仕様書での明示事項等
- 六 年度当初から業務が開始されることとなる発注の前倒し等